

平成30年度 第4回河南町特別職報酬等審議会議事録（要旨）

日 時 平成30年10月23日（火） 午後2時から

場 所 河南町役場4階 大会議室北

出席者 山中章嘉会長、浅野雅美委員、石原佑也委員、村元保男委員、吉岡賀子委員

事務局 総務部 南部長、人事財政課 和田課長、渡辺課長補佐

○会 長 それでは時間がきましたので、第4回の報酬審議会を開会します。前回の会議においてそれまでの審議内容を踏まえてさらに条例本則ベースの比較確認も行う必要があるとのご意見を受けて答申を見送らせていただき、事務局に資料の提供を求めました。まず、その資料追加資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、それでは、すみません。A3の横長の資料としまして追加資料4から6まで3枚の資料をお渡しさせていただいていると思います。そちらのほうにつきまして説明させていただきます。追加資料4この資料につきましては、条例本則ベースでの町村長の支給額の比較資料ということで作成のほうをさせていただいております。資料の左から給料月額それから地域手当の額その2つを足しあわせた月額合計、それを12ヵ月掛けました年間支給額が算出されまして、それに期末手当を足しまして年間総支給額、それを任期4年で4倍しますと任期中の支給額が4年間でいくらというのが出てまいります。それに退職手当を足しあわせたものが任期中の総支給額ということで資料の右端から4番目のほうに条例に規定する総支給額を表示させていただいております。それからその右隣の年収ベース、これが任期でまた割り戻しまして1年あたりの条例本則ベースでそれぞれの町村でいくらになっているかというものを表せていただいたものでございます。そうしまして上の表の方の下から2番目の網掛けの掛かっている欄1,512万2,100円となっておりますけれども、これが河南町の条例上の額でございます。それから下の方の表をご覧くださいまして、府内町村平均という表題の表の1番上の網掛けの欄が府内の平均ベースと平均の額ということでございます。1年あたりの年収ベースの額を比較しますと府内平均の1,688万1,583円に対しまして、河南町は1,512万2,100円ということで条例本則の額は府内平均よりも175万9,483円低い水準ということになってお

ります。なお、下の表の2行目以降ですね2行目以降は給料月額をそれぞれ13%から5%カットした場合の本町の条例本則上の年収ベースの水準を示しております。ちなみに、前回ご意見としていただきました10%カットを行った場合でいきますと1,360万9,890円ということで府内平均よりも327万1,693円低い水準ということになります。続きまして、追加資料の5のほうが副町村長の支給総額に関する資料でございます。右から3番目の年収ベースの欄をご覧くださいますと府内平均の1,349万3,168円に対しまして、本町は1,260万1,750円ということで条例本則の額は府内平均より89万1,418円低い水準となっております。先ほどと同様に6%削減した場合、3%削減した場合の本町の年収ベースがどうなるかを下の方の表に記載のほうをさせていただいております。それから、追加資料の6が教育長の支給総額の資料ということでございます。また年収ベースの欄をご覧くださいまして府内平均の1,208万9,373円に対しまして、本町では1,206万1,675円ということで条例本則の額は府内平均よりも2万7,698円低い水準となっております。また、下の方の表にですね6%削減した場合、3%削減した場合の本町の年収ベースの額がどうなるかというのを、お示しさせていただいております。仮に3%削減としますと1,169万9,825円ということで府内平均よりも38万9,548円低い水準になるというものでございます。以上が本則ベースでの比較資料でございます。簡単ですけども説明とさせていただきます。

- 会 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、これよりみなさんのご意見をお聞きしていきます。
- 委 員 本則ベースでいくと府内平均よりも低い。
- 事務局 本則ベースでいきますと平均でも170万円ほど低い額になりますし、下から3番目ぐらいのところになってきます。
- 委 員 いろいろ経過をみると、ここでの話の結果もさることながら過去における給料の検討のなかでもいわれてますけれども、あんまり本則にこだわらないで、一定やっぱり世の中の流れにも合さないかんと思うし、かといって安いから上げようかという雰囲気でも住民感情としてはちょっと難しいのではないかな。
- 委 員 私もね、附則の方が無難というか、本則で変えるとね、審議会としても下げやすいけども上げるとなればねなかなかちょっとつらいところがございますんで、

基準は基準として決めていただいて、附則としてね、今回されたら私はどないかなと思います。

○会 長 ということは町長 10%減、副町長・教育長は3%減というのはこの方向性で

○委 員 はい

○会 長 あとは附則とするのか本則としてこれを答申するのか、というところの議論になるかなと思うんですけども、今、お二人から附則でという意見が出たんですけども、他ご意見があればお聞きしたいなと思います。

○委 員 将来先のこと考えたら附則でいいのかなと。10%、3%を下げるんですよ。

○会 長 はい。

○委 員 退職金をおいた上の数字でも、平均からするとまあこれぐらいの数字かなと。附則というかたちでいいのかなと、後のことを考えても。

○会 長 そしたら、町長 10%減、副町長・教育長 3%減それを附則として答申させていただくということでそれでご意見まとめさせてもらってよろしいでしょうか。

○委 員 結構です。

○会 長 ご意見がまとまりましたので次に答申案について、協議をお願いしたいと思います。具体的な答申案の内容につきましては事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは答申案と上の方に書かれた資料をご覧いただきたいと思います。この答申案につきましては、これまでの特別職給料の改正の経過ですとか府内町村での給料の状況ですとか、それから本町の財政の状況、人口の動向等について資料提供させて頂きまして、慎重にご審議いただきました経過を踏まえて作成させて頂いておきますので、読み上げるかたちで、説明の方をさせて頂きたいと思います。

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について、答申、平成 30 年 7 月 30 日付け河南人第 5 号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。ということで1枚めくって頂きまして、こちらが答申の内容でございます。

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について、

（1）給料額として、町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。町長は 756,000 円（10%削減）、副町長は

679,000円（3%削減）、教育長は649,900円（3%削減）

（2）改定の実施時期として、

町長、副町長及び教育長の給料額改定の実施時期については、平成30年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。ということで、平成30年4月1日に遡らせていただきます。

2点目、審議会の開催状況です。

第1回審議会は平成30年7月30日、第2回審議会は平成30年8月20日、第3回審議会は平成30年8月30日、第4回審議会は平成30年10月23日それから3点目、審議経過及び内容でございます。

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、平成30年7月30日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

町長、副町長及び教育長の給料については、一般職の職員の給与構造改革等を受け、平成19年1月1日から、町長は10%、副町長及び教育長は3%の削減が実施された。

その後、平成26年4月1日からは、一般職の給与の減額や議員報酬の3%カットなどを勘案して、町長は13%、副町長及び教育長は6%の削減が実施された。

めくっていただきまして、平成26年度以降、一般職の職員の給与については、人事院勧告により、3.7%の増額となっており、改善の兆しが見られる。

一方、本町の人口については減少傾向にあり、また、財政面においては、財政力指数が府内平均を下回り、地方交付税への依存度が高い構造となっているものの、財政の健全化を示す指標は、国の基準を満たしており、直近の平成29年度において、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率はいずれも前年度並で推移している。

本町の特別職の給料の額について、地域手当を含む月々の給料額を府内町村と比較すると上位であったが、期末手当なども含む総額ベースによる比較も行うべきとの意見があった。総額ベースについては、条例本則に規定する額により比較すると、府内町村の平均を相当下回る結果となった。

このように、条例本則に規定する総額の水準において府内平均を相当下回るこ

とや、近年の人事院勧告において一般職の給与の改善の動きが見られるなどの事情から、給料の額の引下げを行う必要はないという考え方もありうるが、月々の給料額で比較すると高い水準にあることや、本町の人口の動向、財政状況なども考慮して総合的に判断すれば、一定の削減を行うことはやむを得ないと判断した。

削減の水準については、従前の削減水準や住民感情なども考慮し、府内平均をかなり下回る厳しい水準とはなるものの、10%カットを行うべきであるとの結論に達した。

同様に、副町長及び教育長についても、3%のカットを行うべきと判断した。最後に、特別職の給与について、今後、社会情勢や本町の状況等を含め、状況の変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であると思慮する。ということで答申の案とさせていただきます。

- 会 長 ちょっと気になる文言やねんけども、特別給の期末手当で調整するのが適切と考えるというのが、特別給というこの言葉でいいの。これは特別職の給料という意味やろ。
- 事務局 特別給というのは毎月恒常的に入ってくる月々の給料ではなくて、この6ヵ月に一回とか臨時的なかたちで入ってくる給料ということです。6ヵ月に一度、月々の給料とは別の期末手当というのは半年に1回だけのものですので、そういう意味合いでの特別給ということです。
- 会 長 特別給と期末手当というのは一体もんちゅうことやな。
- 事務局 はい
- 会 長 答申案について何かご意見があれば。
- 委 員 附則でするっていうことが、この中に入っていない。前回とかやったら、期間を、いつからいつまでとするというようなことが書いてあったんですね。
- 委 員 そういえば、前にありましたな。
- 委 員 これやったらどっちでもとろうと思えばとれる
- 委 員 事務局、それはやっぱり載せておくべき。
- 事務局 そうですね。附則でということになりますと期間がいつまでと限定されますので。
- 委 員 今までね。従来は4年間となっていましたね。

- 事務局 任期の4年
- 委員 議員にしろ特別職にしろそうなたんじやないかなと思うんですけども。
- 委員 そうですね。平成26年度の答申では、いつからいつまでというのをいれている。
- 事務局 はい。そうしましたら、(2)の改定の実施時期のところ、町長、副町長及び教育長の給料額改定の実施時期については、平成30年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。の後ろに、なお、期間は平成34年3月31日までとするという形で付け加えさせていただいたら、4年間というのが、はっきりすると思います。
- 事務局 今の文でもう一度念のため打ち替えたものをちょっと持って来ます。
(休憩)
- 事務局 引き続きということで、1(2)改定の実施時期というところで、なお、以下の1行ですね、なお、期間は、平成34年3月31日までとする。ということで4年間ということで期限を記載させていただいております。
- 会長 この案でいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。
- 委員 はい。結構です。
- 会長 そしたら、この内容で町長の方に答申させていただきます。町長を。
- 事務局 はい。ちょっとお待ちください。
(武田町長入室)
- 会長 (答申書を朗読し町長へ手渡し)

答 申

1. 特別職(町長、副町長及び教育長)の給料の額等について

(1) 給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町長	756,000円(10%削減)
副町長	679,000円(3%削減)
教育長	649,900円(3%削減)

(2) 改定の実施時期

町長、副町長及び教育長の給料額改定の実施時期については、平成30年4月1日から適用することとし、特別給の期末手当で調整するのが適切と考える。

なお、期間は、平成34年3月31日までとする。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 平成30年 7月30日

第2回審議会 平成30年 8月20日

第3回審議会 平成30年 8月30日

第4回審議会 平成30年10月23日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、平成30年7月30日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

町長、副町長及び教育長の給料については、一般職の職員の給与構造改革等を受け、平成19年1月1日から、町長は10%、副町長及び教育長は3%の削減が実施された。その後、平成26年4月1からは、一般職の給与の減額や議員報酬の3%カットなどを勘案して、町長は13%、副町長及び教育長は6%の削減が実施された。

平成26年度以降、一般職の職員の給与については、人事院勧告により、3.7%の増額となっており、改善の兆しが見られる。

一方、本町の人口については減少傾向にあり、また、財政面においては、財政力指数が府内平均を下回り、地方交付税への依存度が高い構造となっているものの、財政の健全化を示す指標は、国の基準を満たしており、直近の平成29年度において、財政力指数、経常収支比率、健全化判断比率はいずれも前年度並で推移している。

本町の特別職の給料の額について、地域手当を含む月々の給料額を府内町村と比較すると上位であったが、期末手当なども含む総額ベースによる比較も行うべきとの意見があった。総額ベースについては、条例本則に規定する額により比較すると、府内町村の平均を相当下回る結果となった。

このように、条例本則に規定する総額の水準において府内平均を相当下回ることや、

近年の人事院勧告において一般職の給与の改善の動きが見られるなどの事情から、給料の額の引下げを行う必要はないという考え方もありうるが、月々の給料額で比較すると高い水準にあることや、本町の人口の動向、財政状況なども考慮して総合的に判断すれば、一定の削減を行うことはやむを得ないと判断した。

削減の水準については、従前の削減水準や住民感情なども考慮し、府内平均をかなり下回る厳しい水準とはなるものの、10%カットを行うべきであるとの結論に達した。

同様に、副町長及び教育長についても、3%のカットを行うべきと判断した。

最後に、特別職の給与について、今後、社会情勢や本町の状況等を含め、状況の変化が生じた場合には、改めて見直しを実施されることが適当であると思慮する。

○会 長 これをもちまして、諮問いただいた審議は終了いたしますが、後日、公開されます議事録につきましては、会長の方で要点をまとめさせていただきたいと思っておりますのでご了承をお願いします。

○事務局 会長、ありがとうございました。以上、答申をいただきましたので、ここで委員の皆さんは解嘱となります。どうもお疲れ様でした。

○町 長 (あいさつ)